

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月11日 08時40分ごろ
発生場所	山口県下関市夢ヶ埼北北西方沖 角島灯台から真方位338° 700m付近 (概位 北緯34° 21.5′ 東経130° 50.3′)
事故の概要	ヨット ^{あほうどり} 信夫翁3は、西南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年9月24日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット 信夫翁3、5トン未満（長さ7.93m）
船舶番号、船舶所有者等	260-28664秋田、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	センターキール下部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約0.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約125cm（特午 ^{こつとい} ）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、海士ヶ瀬戸^{あま}（下関市北西岸と角島東岸との間）に向けて機帆走により約4ノットの対地速力で航行した。</p> <p>船長は、本船の高さでは海士ヶ瀬戸に架かる角島大橋の下方を通過できないと思い、航行予定経路を変更して夢ヶ埼北北西方沖を西南西進したところ、船体に衝撃を感じ、船体が動かなくなったので、浅瀬に乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端まで約1.5mであった。</p> <p>船長は、夢ヶ埼沖を通過するのが初めてであった。</p> <p>船長は、キャビンの出入口にあるGPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>本船で使用されている海図W115（油谷港付近）及び灯台表には、夢ヶ埼北北西方約1,000m沖にあるクツ瀬上の標柱（白柱形、高さ平均水面上約3.3m）と同埼との間には危険界線で囲まれた洗岩、暗岩が点在していることが記載されていた。</p>
分析	本船は、西南西進中、船長が、夢ヶ埼沖の浅瀬の存在を知らずに予定経路を変更し、目視により航行したことから、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西南西進中、船長が、夢ヶ埼沖の浅所の存在を知らずに予定経路を変更し、目視により航行したため、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 航行予定経路を変更する場合、GPSプロッター及び海図を用いて新たな航行予定海域の水路調査を行うこと。